上三川町総合計画推進等懇談会 公募委員募集要項

まちづくりの基本となる主要な計画等の策定、推進及び見直しに際して、ご意見やご提言をいただく上三川町総合計画推進等懇談会の委員を募集します。

1 委員の役割

会議の中で上三川町が提案する以下の事項に対して意見を述べます。

また、懇談会での進行をスムーズに行うため、懇談会の傘下に設置する総合計画推 進等評価委員会に出席し、過年度に町が実施した事業の評価を行います。

- (1) 上三川町総合計画
- (2) 上三川町行政改革大綱
- (3) 上三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

2 募集人数

1 人

4 任期

委嘱の日から2年間

5 謝礼

あり

6 応募資格

委員に応募することができるのは、次の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 上三川町に居住または勤務していること。
- (2) 18歳以上(令和7年4月1日現在)であること。
- (3) 常勤の公務員や国及び地方公共団体の議員でないこと。

(4) 年3回程度(7月2回、8月1回を予定)、平日昼間の会議に出席できること。 ※委員の要件を満たさなくなった場合や委員としての活動が困難であると町長が 判断した場合には、任期途中であっても委員の職を解くことがあります。

7 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、町企画課へ直接お持ちいただくか、郵送または下 記メールアドレスあてにご応募ください。

※応募いただいた書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

8 応募期間

令和7年4月1日(火)~令和7年4月25日(金) ※郵送の場合は当日必着。

9 選考結果

書類選考の上、5月末日までに結果を応募者本人に通知いたします。

10 注意事項

応募をもって本要項及び次の各号に掲げる事項に同意したものとみなします。

- (1) 選定内容については、非公表とする。
- (2) 審査結果に関する問い合わせは一切受付けないものとする。
- (3) 選定に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。
- (4) 上三川町は、応募者の応募により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

11 問合せ及び応募用紙の提出先

 \mp 3 2 9 - 0 6 9 6

上三川町しらさぎ一丁目1番地

上三川町企画課 総合政策係

【電 話】 0285-56-9118

[メール] <u>kikaku01@town.kaminokawa.lg.jp</u>